

令和6年秋田県選挙管理委員会最高裁判所裁判官国民審査公報

告示番号：1



最高裁判所判事
おじま

昭和三十三年九月一日生



最高裁判所判事
みやかわみつこ

昭和三五年二月一三日生



最高裁判所長官
いまいさきゆきひこ

昭和三二年一月一〇日生

裁判官としての心構え
事件当事者間に深刻な紛争があり、正しい解決について社会的にもコンセンサスがなく、価値観が対立することもある中で、「良い裁判」として司法に期待されるものは、「中立」で「独立」した裁判所が紛争を「透明」な手続で「適時」に解決することと思っています。

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和五年一月二五日 大法廷判決
令和三年施行の衆議院議員総選挙当時、小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法一四条に違反しない（多数意見）。

二 令和五年三月二十四日 第一小法廷判決
自室で出産し、死亡したえい児の死体をタオルに包んで段ボール箱に入れ、棚の上に置くなどした行為は、刑法一九〇条の「遺棄」に当たらない（全員一致）。

三 令和五年一月八日 大法廷判決
令和四年施行の参議院議員通常選挙当時、選挙区選出議員の議員定数配分規定につき、著しい不平等状態にあつたとはいえないとした多数意見に対し、違憲状態であるとの意見を付した。

四 令和五年一月二十五日 大法廷決定
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三条一項の規定は憲法一三条に違反する（多数意見）。

五 令和五年一月二七日 第二小法廷判決
令和四年施行の参議院議員通常選挙当時、選挙区選出議員の議員定数配分規定につき、著しい不平等状態であるとの意見を付した。

六 令和五年一二月二五日 第二小法廷判決
劇映画の出演俳優の一人が薬物犯罪により有罪判決を受けたことを理由に同映画に対する助成金を交付しないとした独立行政法人理事長の処分は、違法である（全員一致・裁判長）。

七 令和六年六月二一日 第二小法廷判決
嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懷胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、認知を認めることができる（全員一致・補足意見付加・裁判長）。

八 令和六年七月三日 大法廷判決
旧優生保護法中の優生規定は憲法一三条及び一四条に違反し、その立法行為は国家賠償法一条一項の適用上違法である（全員一致）。

九 令和六年七月三日 大法廷判決
不法行為による損害賠償請求権の除斥期間経過の主張は、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、信義則に反し又は権利の濫用として許されない（全員一致）。

裁判官としての心構え
事件当事者間に深刻な紛争があり、正しい解決について社会的にもコンセンサスがなく、価値観が対立することもある中で、「良い裁判」として司法に期待されるものは、「中立」で「独立」した裁判所が紛争を「透明」な手続で「適時」に解決することと思っています。

告示番号：2



最高裁判所判事
みやかわみつこ

昭和三五年二月一三日生



最高裁判所長官
いまいさきゆきひこ

昭和三二年一月一〇日生

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和五年三月二十四日 第一小法廷判決
公益社団法人日本仲裁人協会理事会委員
平成三一年度「知財功労賞」（経済産業大臣表彰）
三 令和元年六月 三菱自動車工業株式会社外取締役
同月 日弁連知的財産センター委員長
二 令和二年七月 一般社団法人日本国際紛争解決センター理事
三年一〇月 東京地方裁判所民事調停委員
五年一月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和六年七月三日 大法廷判決
令和三年一〇月三日 施行の衆議院議員総選挙当時、公職選挙法（令和四年法律第八九号による改正前のもの）一三条一項、別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたといふことはできず、同規定が憲法一四条一項等に違反するものということはできないとした（多数意見）。

二 令和五年七月一日 第三小法廷判決
生物学的な性別が男性であり性同一性障害である旨の医師の診断を受けている国家公務員がした職場の女性トイレの使用に係る国家公務員法八六条の規定による行政措置の要求は認められない旨の人事院の判定が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるとした（全員一致・補足意見付加・裁判長）。

三 令和五年一月一八日 大法廷判決
令和四年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙当時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条一項、別表第三の參議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の濫用の結果として許されないとした（全員一致）。

四 令和五年一月二五日 大法廷決定
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三条一項四号は憲法一三条に違反し無効であるとした（多数意見）。

五 令和六年七月三日 大法廷判決
優生保護法中のいわゆる優生規定が憲法一三条及び一四条一項に違反する。優生規定に係る国会議員の立法行為は、國家賠償法一条一項の適用上違法の評価を受け、これにより発生した損害賠償法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたものとはいはず、同規定が憲法一四条一項等に違反するものとのいうことはできないとした（多数意見）。

六 令和六年七月一日 第一小法廷判決
宗教法人とその信者との間で締結された念書により、当該信者がそれまでにした献金につき、宗教法人に対し、欺罔、強迫又は公序良俗違反を理由とする返還請求や損害賠償請求等の訴えを裁判所に提起しないことが合意されたが、本件においてはこのような不起訴の合意が公序良俗に反し無効であると判断され、さらに、宗教法人の信者らによる献金の勧誘行為が不法行為上違法であるとはいえないとした原審の判断には審理を尽しきれないとした（全員一致）。

七 令和六年七月一日 第一小法廷判決
このようない起訴の合意が公序良俗に反し無効であると判断され、さらに、宗教法人の信者らによる献金の勧誘行為が不法行為上違法であるとはいえないとした原審の判断には審理を尽しきれないとした（全員一致）。

八 令和六年七月一日 第一小法廷判決
このようない起訴の合意が公序良俗に反し無効であると判断され、さらに、宗教法人の信者らによる献金の勧誘行為が不法行為上違法であるとはいえないとした原審の判断には審理を尽しきれないとした（全員一致）。

九 令和六年七月一日 第一小法廷判決
このようない起訴の合意が公序良俗に反し無効であると判断され、さらに、宗教法人の信者らによる献金の勧誘行為が不法行為上違法であるとはいえないとした原審の判断には審理を尽しきれないとした（全員一致）。

裁判官としての心構え
昨年一月の就任以来、最高裁判所判事の職責の重さを日々実感しながら、職務に邁進しております。これからも、最高裁判所の判決が当事者だけでなく社会に大きな影響を与えるものであるため、公正で妥当な判断を行えるよう全力で取り組む所存です。また、女性弁護士として様々な分野で働いてきた経験を活かし、最高裁判所の多様性に貢献できるよう努めてまいります。

裁判官としての心構え
当事者双方の言い分に謙虚に耳を傾けること。

裁判官としての心構え
裁判に参加する人が気兼ねなく発言できるようにすること。

裁判官としての心構え
裁判官としての心構え

裁判官としての心構え

令和6年10月27日執行 最高裁判所裁判官国民審査公報 秋田県選挙管理委員会

告示番号：4

甲
用



最高裁判所判事

昭和三六年四月三日生
不正洋



最高裁判所判事

かね
きみ
ひろ



最高裁判所判事

10月27日



第50回 衆議院議員総選挙

第26回 最高裁判所裁判官国民審査



期日前・不在者投票は10月26日(土)まで